平成２７年（フ）第４７５０号
大阪市東淀川区淡路３丁目20―47―110、住民票上の住所兵庫県加古川市平岡町新在家902番地の63
債務者　辻　　美保
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　大基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８１０号
愛知県清須市西枇杷島町泉40番地　サンコート西枇杷島２棟407
債務者　海野大三郎
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５０号
仙台市太白区太白２丁目20番９―502号
債務者　小嶋　典夫
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月26日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７６０号
仙台市宮城野区福室３丁目32番16号
債務者　菅原　美恵
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月25日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４１号
横浜市栄区桂町701番地14　メゾンフォレスト101号室
債務者　但野　　壮
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉原　弘康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８２０号
大阪市西成区千本北２丁目32番19号　カモンコート岸里　D15号
債務者　宮崎ひとみ（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　亜子
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２１号
宮城県登米市石越町南郷字舘前176番地１
登米市石越定住促進住宅１号棟301号室
債務者　藤欠　　忍
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第３０３号
函館市高松町105番地３
債務者　米谷　　汎
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第９７号
島根県出雲市小境町676番地２
債務者　松本　伸夫
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第９９号
島根県出雲市多伎町多岐89番地18
債務者　岸　　美春
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第１０３号
島根県出雲市十六島町429番地
債務者　錦織みどり
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第９９号
山口県宇部市大字上宇部2540番地１サニーレタス106号
債務者　藤屋　成俊
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４１７号
相模原市中央区鹿沼台１丁目15番３号　丸正鹿沼台マンション703
債務者　羽柴かおり
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４２７号
相模原市中央区小町通１丁目７番22号　横尾小町ハイツ102号
債務者　永島　博一
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４３０号
相模原市南区相武台団地１丁目５番16―36号
債務者　丸田小夜子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４３６号
相模原市中央区陽光台６丁目11番４号　スカイプラザ陽光台209号
債務者　遠藤　節子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部